

海外の著作物の利用

【物語編】

大学ラウンジ。直哉、香澄がパソコンを囲んで何やら作業している。
そこに葵が通りかかる。

葵「やっほー、何やってるの？ わたしもまぜて〜。」

直哉「おー、ちょうど良かった。いま、プログラミングコンテストの問題を作ってるんだよね。」

葵「プログラミング？ 直哉ってそんなことができる人なんだ!？」

直哉「今は小学生もプログラミングする時代だからねー。俺も家庭教師のバイトのためにできるように勉強したってわけ。これは、中高生を対象にしたプログラミングのコンテストでさ、問題を Web サイトに掲載して、中高生がそれに挑戦するってわけ。」

香澄「最近は人工知能を利用したプログラムも身近になってきているから、既存の歌詞を入力して替え歌を自動生成するような問題にしようと思ってるのよ。」

葵、全くちんぷんかんぷんだけど分かったフリして

葵「そ、そうね〜人工知能、ね！ ふんぶん、で、この英語の曲を題材にするのねー。へー・・・」

直哉「みんなが知ってる曲を載せたいんだけど、著作権の問題もあってね。この曲は香澄の知り合いのタイソンさんが提案してくれたんだ。」

香澄「タイソンが言うには、こういう使い方は、アメリカの著作権法で定められているフェアユースだからダイジョウブってことなんだけど、日本にフェアユースってないのよね。」

直哉「だから、念のため作者のこと調べたら、亡くなって 75 年以上経ってるから大丈夫じゃない？ って話してたところなんだよ。」

内田先生、急ぎ足で通りかかる

直哉「あっ先生、ちょっといいですか？」

内田先生「あら、あなたたちいつもこうやって悩ましい顔してるわねえ。どうしたの？」

香澄「実はアメリカのフェアユースで、この曲を使いたいと思ったんです。でも、日本にフェアユースってないから、著作権の保護期間を調べたんです。そしたら大丈夫そうなんです、それだけで良いのでしょうか？」

内田先生「そう言うことね。概ね良いけど、もう一つあるのよ。詰めが甘かったわね。」

直哉「えっ、まだなにかあるんですか？」

内田先生「（時計を見ながら）それはちゃんと説明しなきゃいけないわね・・・これから会議で時間がないから後でやりましょうか。」

香澄「あ、失礼しました。では、待ってます。」

内田先生「うん。じゃあ、会議が終わったら戻ってくるわね。」

内田先生、立ち去る。

【解説編】

大学ラウンジ。

内田先生「お待たせ。ごめんなさいね。で、あれから解決した？」

直哉「あれから調べたんですが、もう一つというのが思い当たらずで・・・」

内田先生「そうね、ちょっと特殊なのよ。ええと、著作権には「ベルヌ条約」など、いくつかの国際条約があってね、これらに加盟している国同士では、お互いの著作物を自分の国のものと同じように保護しましょうね、ってことになっているのよ。」

香澄「ベルヌ条約って名前だけは聞いたことがあります。どれくらいの国が加盟してるんですか？」

内田先生「181カ国ね。」

葵「そんなにたくさん？　すごく重要な条約じゃないですか！　あれ？　世界ってそんなに国がありましたっけ？」

直哉「おいおい、何言ってんだよ。俺でも知ってるぞ。確か200カ国くらいじゃなかったっけ。」

内田先生「現在は196カ国よ。だから、大部分の国が加盟している条約ということです。」

天の声・男性「はい、条約については私から解説しましょう。
ベルヌ条約は著作権に関する国際的な取り決めで、条約締結国の国民の著作物は、すべての条約締結国で保護されるというものです。」

香澄「海外の作曲家の音楽が、日本でも保護されるってことですね。」

天の声・男性「そうです。条約の基本的な内容はこのようなものです。
一つ目の無方式主義というのは、さっき香澄さんが言った『海外の作曲家の音楽』が日本で保護されるためにいかなる登録も必要ないということです。」

香澄「日本の著作権法はもともとそうになっていますよね。」

内田先生「よく勉強してるわね。日本では1899年に著作権法ができると同時にベルヌ条約を締結していますから、その方式を採用したのでしょね。」

天の声・男性「次に、二つ目の内国民待遇です。ベルヌ条約締結国は、自国民に与えている著作権の保護と同等以上の保護を、他の条約締結国の国民にも与えなければならないというものです。

三つ目の保護期間は、著作者の存命中と死後50年は著作権を保障しなければならないという

ものです。日本やアメリカの国内法では死後 70 年となっていますから、クリアしていますよね。」

内田先生「話題になっていたアメリカのフェアユースは、日本の権利制限を一般的にしたようなものね。フェア、つまり公正な使い方、著作権者の利益を不当に害さないようなものについては、著作権者の許諾なく使えるというようなものです。日本の著作権法にはないので、日本では適用されないのよね。」

でも、逆の場合、日本の著作物はアメリカでフェアユース適用されうるってことになるわね。」

葵「そうなんだ〜。じゃあ、香澄と直哉が調べてた通りでオッケーぽいですよね。さっき先生が『詰めが甘い』っておっしゃってたのはどういうことですか？」

内田先生「アメリカとかイギリスの古い著作物の場合は、『戦時加算』っていうのを考えないといけないことがあるの。」

葵「戦時・・・加算？ ですか?? 聞いたことないです・・・」

内田先生「第 2 次世界大戦のとき、日本とアメリカって敵対していたでしょう。だから、その間、日本ではアメリカの著作物が保護されてなかったんじゃないか、と言われてるの。そのため、その期間分を通常の著作権の保護期間に加算することで、戦争により失われた著作権者の利益を回復しようとする制度のことを『戦時加算』と言うんです。」

葵「ああ・・・ちょっと複雑ですね・・・」

内田先生「そうね、戦争中に対戦国の著作物が保護されてないということなら、お互い様なところもありそうですよね。実際、この制度の解消を求めているんな団体が運動していたりします。」

香澄「そうなんです。今回の曲の場合は、作曲家が亡くなって 75 年経ってますけど、戦時加算分を考えるとまだ著作権保護期間中ということなのですね・・・うーん、残念。でも、現在がそう言う決まりになっているのでしたら、仕方ないですね。」

直哉「そうだな。あきらめて違う曲を探そうか。」

3人、頷く。